第５章　都市機能誘導区域・誘導施設

第５章では、都市機能を誘導する区域の設定及び誘導を図る施設を示します。



三尻中学校１年「地球にやさしい未来のくまがや」

1 都市機能誘導区域の設定方針

（１）都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、「商業・医療・福祉等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域」のことです。

なお、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定することが定められています。これは、居住誘導区域に住む人々の暮らしを支えるために必要な都市機能の維持や確保を図るためです。

（２）都市機能誘導区域の望ましい区域像

「立地適正化計画作成の手引き」では、都市機能誘導区域の望ましい区域像として、以下のような区域が示されています。

・各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

（３）都市機能誘導区域を設定することが考えられる区域

「都市計画運用指針」では、都市機能誘導区域を設定することが考えられる区域として、以下のような区域が示されています。

・都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域

2 本市の都市機能誘導区域の設定拠点

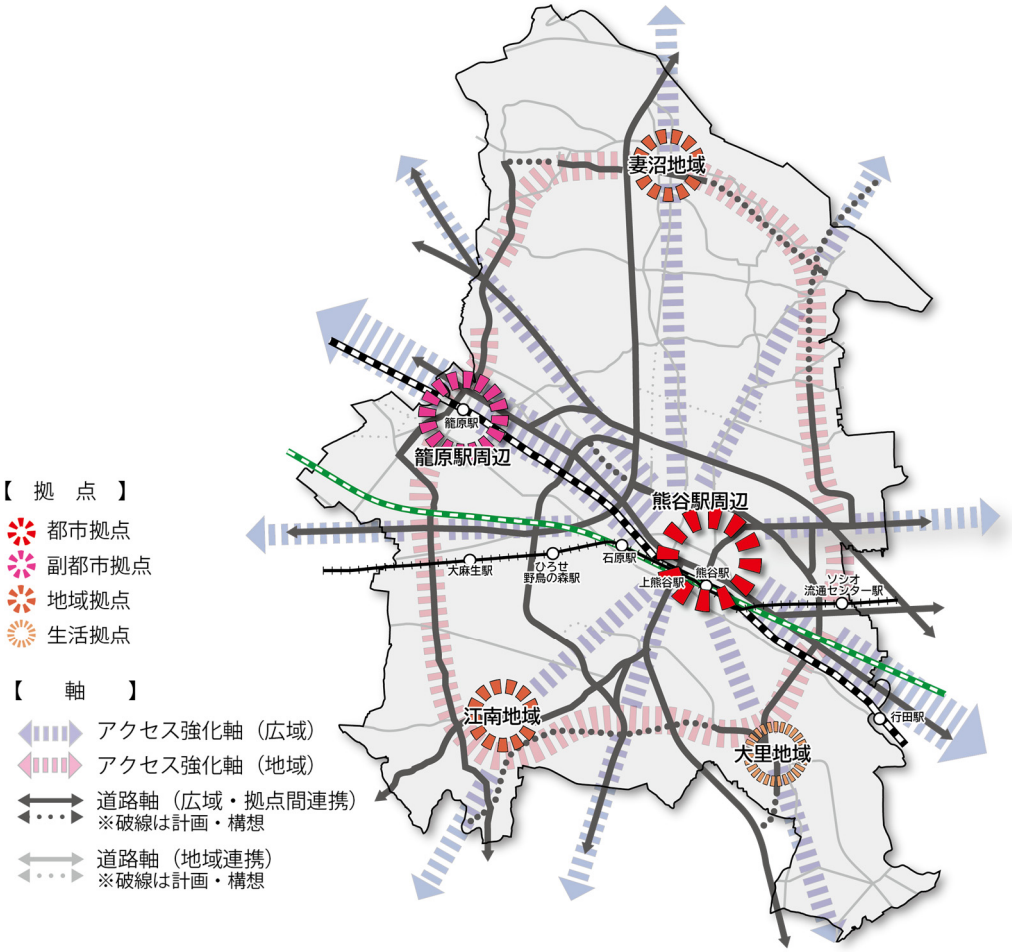
都市機能誘導区域は、本市における目指すべき都市の骨格構造の拠点に設定します。

なお、都市機能誘導区域は市街化区域でのみ設定が可能となっています。そのため、市街化調整区域に位置している生活拠点（大里地域）では都市機能誘導区域の設定は行いませんが、都市計画マスタープランで定めた位置付けに基づき「日常生活に身近な拠点として、行政サービス等の都市機能が集積する拠点」を目指します。

《都市機能誘導区域の設定拠点》

拠点区分	拠点名称	区域区分	都市機能誘導区域
都市拠点	熊谷駅周辺	市街化区域	設定あり
副都市拠点	籠原駅周辺		
地域拠点	妻沼地域 江南地域		
生活拠点	大里地域	市街化調整区域	設定なし

《本市における目指すべき都市の骨格構造》



3 本市における都市機能誘導区域の設定方針

立地適正化計画のまちづくり方針において、都市機能誘導の方針は以下のとおりであり、この考えを基本として各拠点で都市機能誘導区域を設定します。

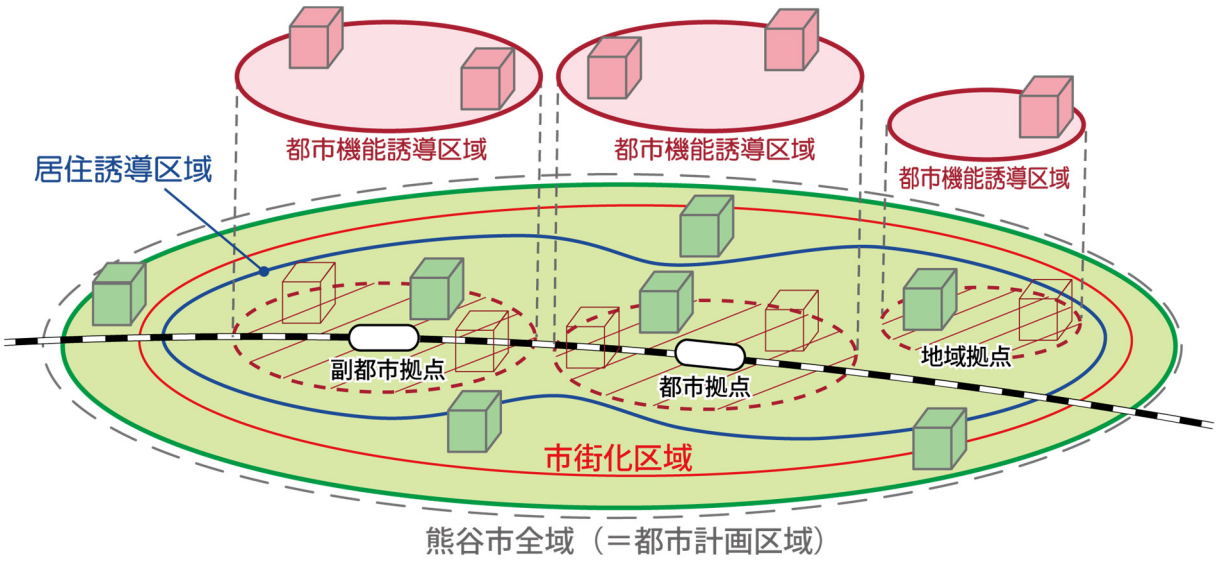
≪都市機能誘導の方針≫

地域の特性に応じた都市機能の維持・充実による魅力やにぎわいのある拠点づくり

・市の中心的な役割を担う都市拠点では、広域からの利用が想定される高次都市機能をはじめとした都市機能施設の維持・充実を図るとともに、官民連携での公共施設の集約化・再配置等による新たな交流の場を創出することにより、都市の魅力やにぎわいの向上を図ります。

・地域の中心的な役割を担う拠点では、住み慣れた地域で暮らし続けられる住環境を形成するため、商業機能・医療機能・高齢者福祉機能など、日常の暮らしを支える都市機能施設の維持・充実を図ります。

《都市機能誘導区域の設定イメージ》



4 本市における都市機能誘導区域の設定フロー

本市における都市機能誘導区域の設定方針を踏まえた都市機能誘導区域の設定フローは以下のとおりです。

なお、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定が可能となっています。

《本市における都市機能誘導区域の設定フロー》

STEP0 居住誘導区域内で設定

↓

STEP1 都市計画運用指針等を踏まえた「基本的な基準」

- 都市計画マスタープランにおける拠点の位置付け
- 各種生活利便施設（商業、医療、福祉、教育、公共公益施設）の集積がある区域
- 公共交通の利便性が高い区域（鉄道駅から 800m、バス停から 300m の区域等）

↓

STEP2 用途地域及び地形地物による「都市計画上の基準」

- 各種生活利便施設の立地が許容される商業系用途地域を主とする
- 原則として道路、河川等の地形地物を境界とする

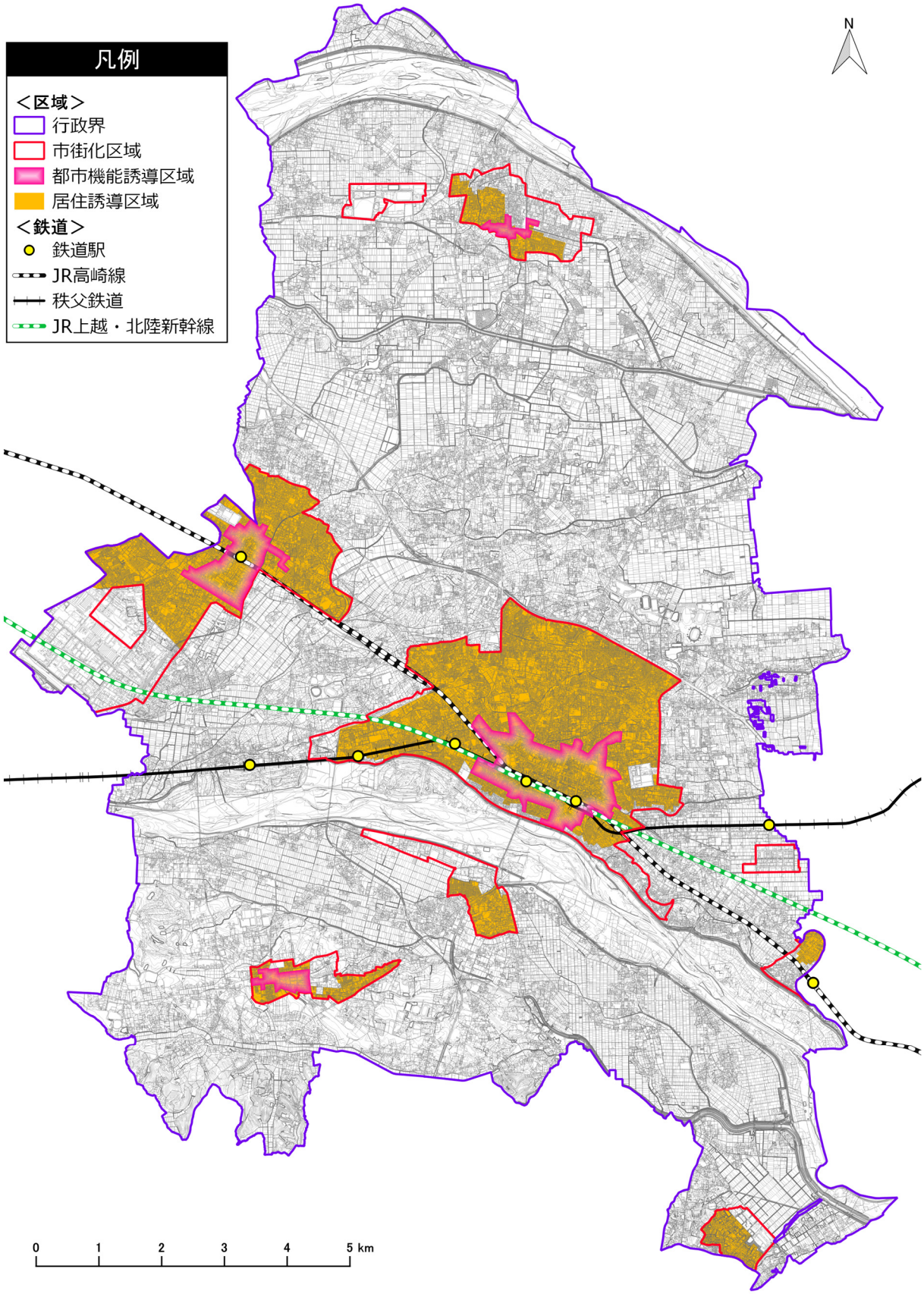
↓

STEP3 市の施策や今後のまちづくりの方向性による「政策的な基準」

- 個別施策やまちづくりの検討区域、誘導施設の整備にかかる事業区域などを考慮
- 既存立地の誘導施設の維持を図るため、誘導施設の立地状況を考慮
- 将来的な土地利用転換の可能性を踏まえた上で生活利便施設等の立地が見込める低未利用地を含む
- 合併前の旧町の中心部等、生活の拠点としての役割を担ってきた区域

5 都市機能誘導区域

《都市機能誘導区域　総括図》



（１）熊谷駅周辺の都市機能誘導区域の設定の考え方

熊谷駅周辺は、市の中心市街地であるとともに、県北の中核としての位置付けのあるエリアとなっています。

当該エリアは、市内外からの利用が見込まれる百貨店などに加え、市役所、スーパーマーケット、病院、図書館等、多様な都市機能施設が立地しており、市の商業の中心的な役割を担うエリアですが、近年は低未利用地や空き家が目立つようになっているため、魅力やにぎわいの向上を図る取組が求められています。

一方、熊谷駅は JR 上越・北陸新幹線、JR 高崎線、秩父鉄道など複数の鉄道が乗り入れる県北最大の駅です。駅と各方面とをつなぐ幹線道路も整備されており、バス路線だけでなく自動車や自転車等でもアクセスしやすい交通結節点となっています。

なお、おおむね全域が想定最大規模の降雨による浸水想定区域に含まれていることに加え、荒川付近では堤防が決壊した場合、家屋が流出する家屋倒壊等氾濫想定区域の指定もあり、浸水対策が必須なエリアとなっています。

これらの地域特性を踏まえ、熊谷駅周辺では、浸水リスクを考慮しつつ、一般的な徒歩圏（半径 800m）を基本として区域設定を行います。また、多方面への乗換えが可能なバス停の周辺など、駅への良好なアクセス性とともに都市機能を誘導するポテンシャルを有したエリアも区域に加えます。

これらの設定により、来街者が回遊し、魅力とにぎわいのあるエリアとするため、広域からの利用が想定される高次都市機能をはじめとした各種都市機能施設の維持・充実を図ります。

《熊谷駅周辺の都市機能誘導区域の設定フロー》

STEP1　**「基本的な基準」**

・熊谷駅、熊谷寺前バス停から 800mの区域を含む

※中心市街地における商業核の１つに位置し、バス路線の結節点ともなっていることから、熊谷寺前バス停も半径 800mで設定

STEP2　**「都市計画上の基準」**

・商業地域、近隣商業地域のほか、生活利便施設の誘導が可能な用途地域を含む

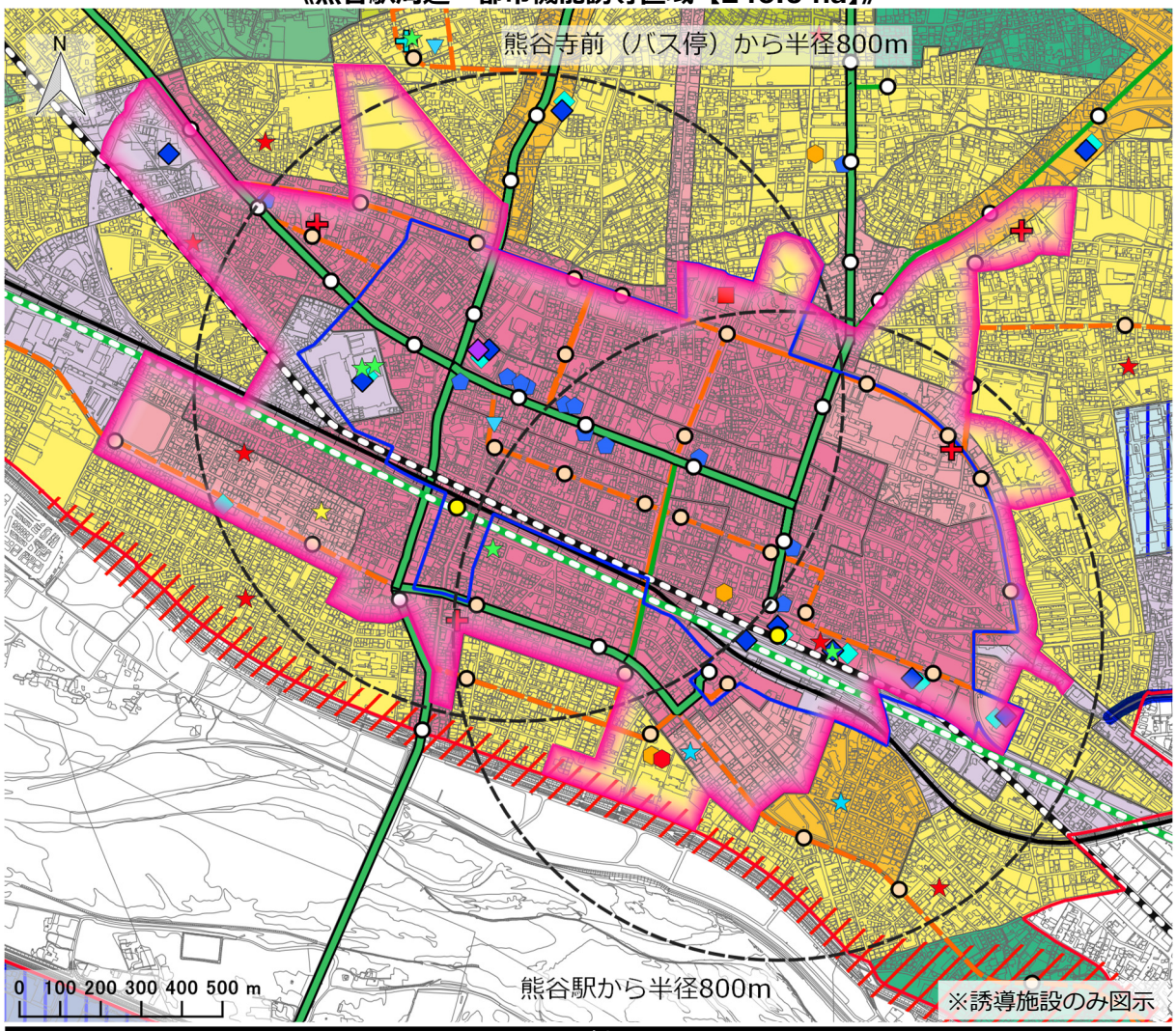
STEP3　**「政策的な基準」**

・中心市街地活性化基本計画の区域

・将来的に整備を予定している公共公益施設等を含む

（公共施設の整備予定地は、防災対策の実施を前提として都市機能誘導区域に含める）

《熊谷駅周辺　都市機能誘導区域【246.0 ha】》



凡例

＜区域＞
行政界
市街化区域
中心市街地
都市機能誘導区域
＜鉄道＞
鉄道駅
JR高崎線
秩父鉄道
JR上越・北陸新幹線

＜バス＞
民間バス停留所
ゆうゆうバス停留所
民間バス路線（30本/日未満）
民間バス路線（30本/日以上）
ゆうゆうバス路線
＜除外区域＞
工業系土地利用
家屋倒壊等氾濫想定区域
氾濫流
河岸浸食

＜用途地域＞
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

≪誘導施設≫
＜行政機能＞
市役所
＜子育て機能＞
保育所
認定こども園
地域型保育施設
子育て支援関連施設
＜商業機能＞
百貨店
大規模小売店舗
スーパーマーケット

＜医療機能＞
病院
診療所（休日夜間急患）
＜金融機能＞
銀行・信用金庫
労働金庫・信用組合
＜文化機能＞
文化ホール
図書館・図書室
＜教育機能＞
専修学校

都市機能誘導区域内の誘導施設立地状況

機能	施設名称	立地数
行政	市役所	1
子育て	保育所	3
	認定こども園	1
	地域型保育施設	1
	子育て支援関連施設	4
商業	百貨店	1
	大規模小売店舗	8
	スーパーマーケット	7
医療	病院	4
	診療所（休日夜間急患）	0

機能	施設名称	立地数
金融	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	13
文化	文化ホール	1
	図書館・図書室	2
	アリーナ	0
	（仮称）北部地域振興交流拠点	0
教育	専修学校	1

（２）籠原駅周辺の都市機能誘導区域の設定の考え方

籠原駅周辺は、駅北口と南口で土地区画整理事業によるまちづくりが行われたため（北口は施行中）、多くの市民が居住しているとともに、比較的若い世代の居住者が多いエリアとなっています。

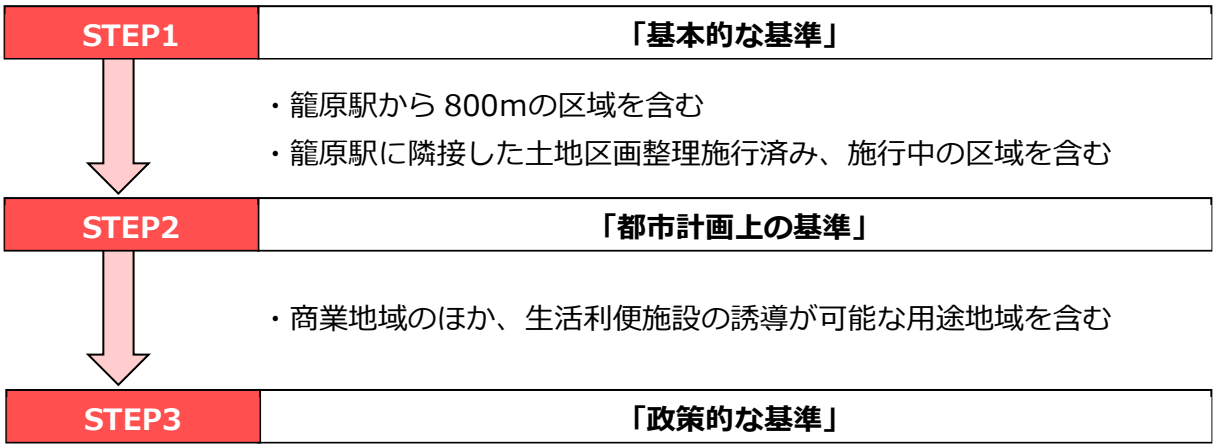
鉄道駅周辺という立地特性もあり、大規模小売店舗、スーパーマーケット、銀行等、日常の暮らしに必要な都市機能施設が多く立地しています。その他に、保育園や幼稚園など、子育て関連施設の立地も多く見られます。

また、籠原駅は JR 高崎線の始発駅となっているため、東京方面へ通勤する現役世代にとって、交通利便性の高いエリアにもなっています。

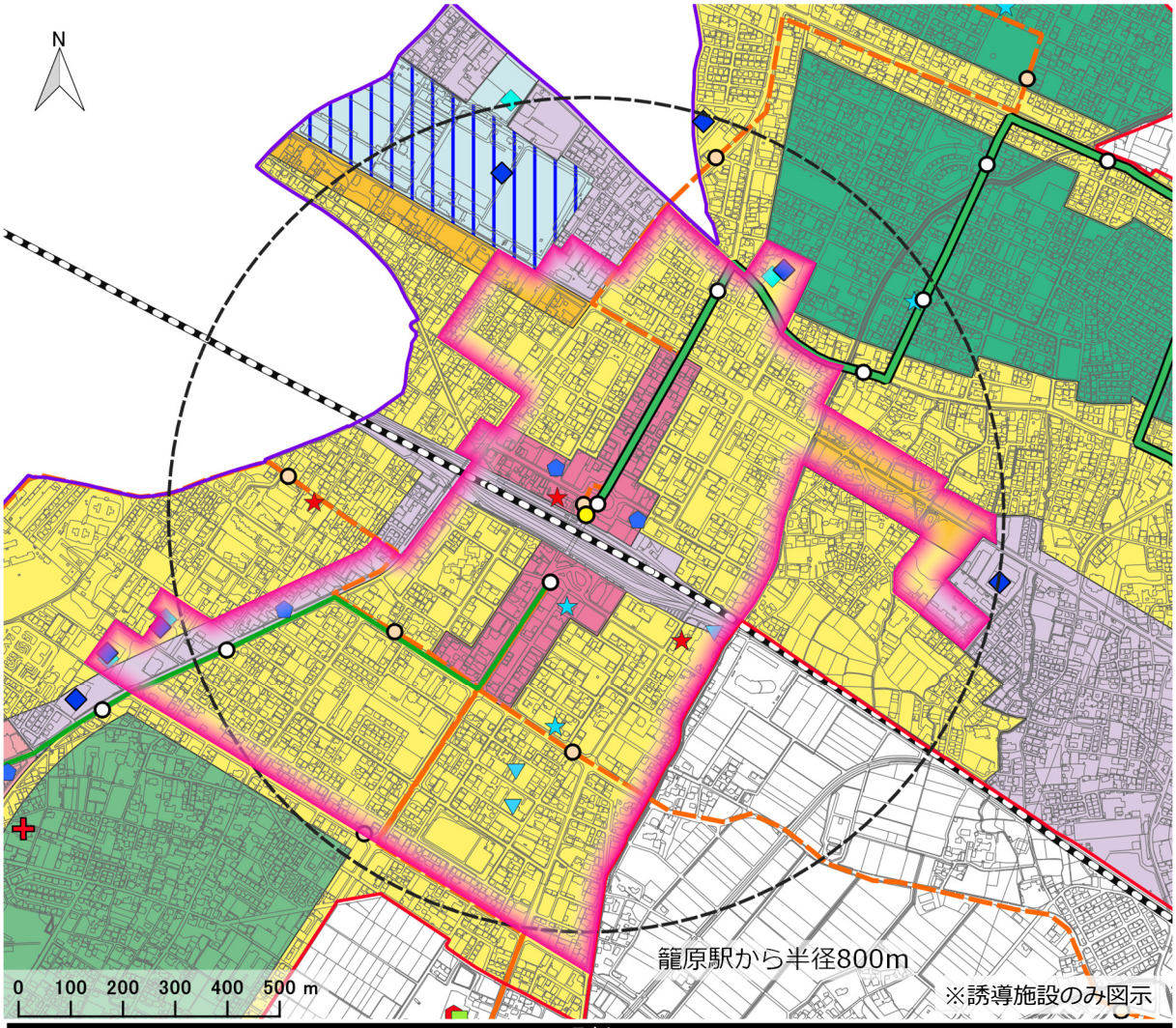
奈良堰幹線用水路以西では、浸水想定区域（想定最大規模）がないため、比較的浸水リスクが低いエリアとなっています。

これらの地域特性を踏まえ、籠原駅周辺では、一般的な徒歩圏（半径 800m）等を基本として区域設定を行います。日常生活で利用頻度の高い都市機能施設に加え、若い世代の転入・定住を促進する子育て関連施設の維持・充実を図ります。

《籠原駅周辺の都市機能誘導区域の設定フロー》



《籠原駅周辺　都市機能誘導区域【101.9 ha】》



凡例

＜区域＞
行政界
市街化区域
都市機能誘導区域
＜鉄道＞
鉄道駅
JR高崎線
秩父鉄道
JR上越・北陸新幹線
＜バス＞
民間バス停留所
ゆうゆうバス停留所
民間バス路線（30本/日未満）
民間バス路線（30本/日以上）
ゆうゆうバス路線
＜除外区域＞
工業系土地利用
家屋倒壊等氾濫想定区域
氾濫流
河岸浸食
＜用途地域＞
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
≪誘導施設≫
＜行政機能＞
行政センター
出張所
＜子育て機能＞
保育所
認定こども園
地域型保育施設
子育て支援関連施設
＜商業機能＞
大規模小売店舗
スーパーマーケット
＜医療機能＞
病院
＜金融機能＞
銀行・信用金庫
労働金庫・信用組合
＜文化機能＞
文化ホール
図書館・図書室
＜教育機能＞
専修学校

都市機能誘導区域内の誘導施設立地状況

機能	施設名称	立地数
行政	行政センター	0
	出張所	0
子育て	保育所	2
	認定こども園	0
	地域型保育施設	2
	子育て支援関連施設	1
商業	大規模小売店舗	3
	スーパーマーケット	3

機能	施設名称	立地数
医療	病院	0
金融	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	3
文化	文化ホール	0
	図書館・図書室	0
教育	専修学校	4

（３）妻沼地域の都市機能誘導区域の設定の考え方

本地域は、旧妻沼町の中心部であり、観光や暮らしの中心的なエリアとなっています。

妻沼聖天山周辺では歴史・観光のまちづくりが進められていますが、県道太田熊谷線やハナミズキ通り沿道などでは、スーパーマーケットや銀行など日常の暮らしに必要な都市機能施設が立地しており、熊谷駅へとアクセスするバス路線も多く運行しています。

また、利根川が近くに位置しているため、広範囲にわたり浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されており、浸水対策が必須なエリアとなっています。

これらの地域特性を踏まえ、妻沼地域では、浸水リスクを考慮しつつ、基幹的公共交通のバス停における徒歩圏を基本とした区域設定を行います。これにより、将来にわたり日常の暮らしを支える都市機能施設の維持・充実を図ります。

《妻沼地域の都市機能誘導区域の設定フロー》

STEP1 **「基本的な基準」**

・合併前の旧町の中心部における都市機能の集積状況
・基幹的公共交通であるバス停から 300mの区域を含む

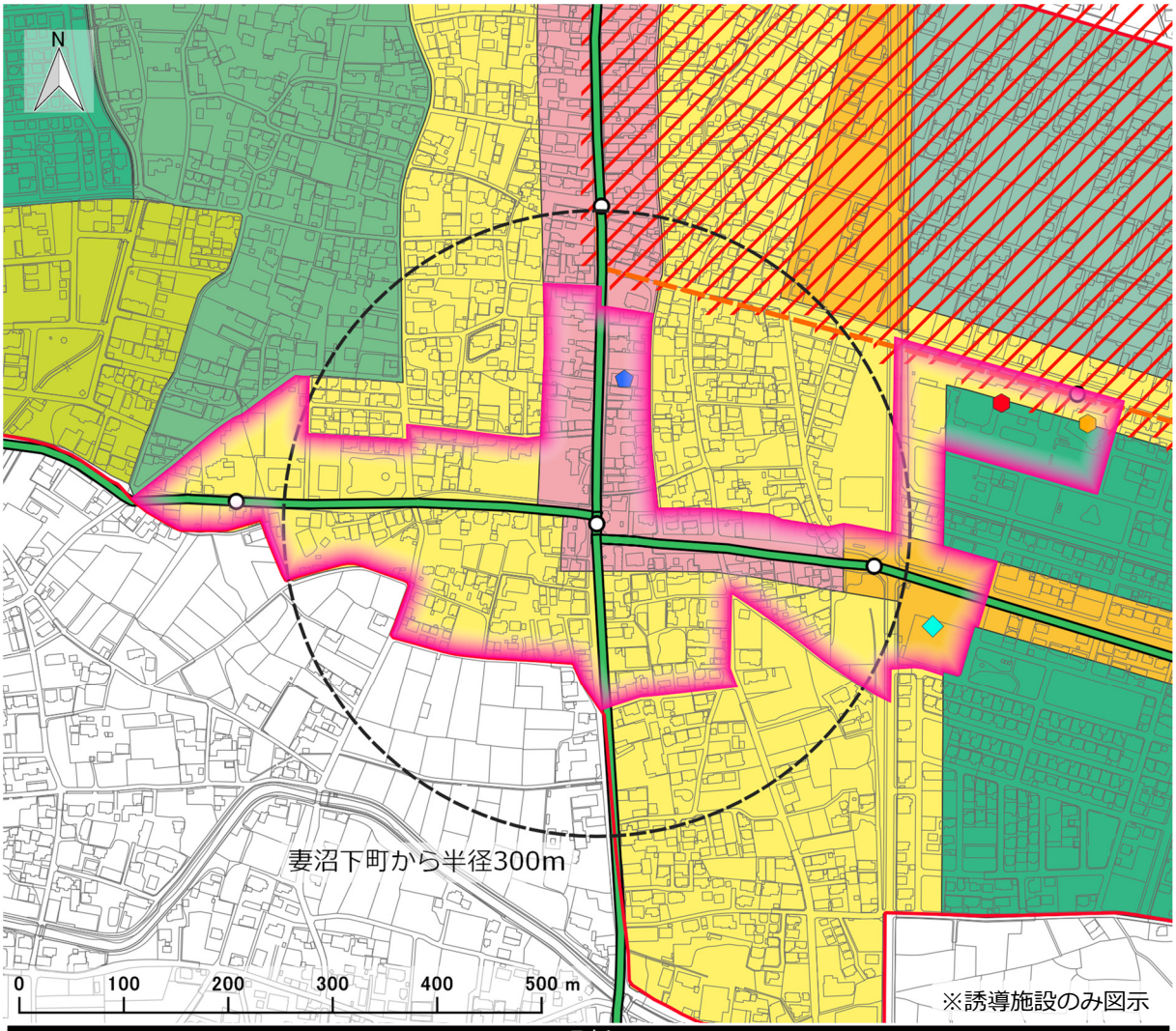
STEP2 **「都市計画上の基準」**

・近隣商業地域のほか、生活利便施設の誘導が可能な用途地域を含む

STEP3 **「政策的な基準」**

・合併前の旧町の中心部であり、生活の拠点としての役割を担ってきた区域を含む
・将来的に整備を予定している公共公益施設等を含む
（公共施設の整備予定地は、防災対策の実施を前提として都市機能誘導区域に含める）

《妻沼地域　都市機能誘導区域【16.4 ha】》



凡例

＜区域＞
行政界
市街化区域
都市機能誘導区域
＜鉄道＞
鉄道駅
JR高崎線
秩父鉄道
JR上越・北陸新幹線
＜バス＞
民間バス停留所
ゆうゆうバス停留所
民間バス路線（30本/日未満）
民間バス路線（30本/日以上）
ゆうゆうバス路線
＜除外区域＞
工業系土地利用
家屋倒壊等氾濫想定区域
氾濫流
河岸浸食
＜用途地域＞
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
≪誘導施設≫
＜行政機能＞
行政センター
出張所
＜商業機能＞
スーパーマーケット
＜医療機能＞
病院
＜金融機能＞
銀行・信用金庫
労働金庫・信用組合
＜文化機能＞
文化ホール
図書館・図書室

都市機能誘導区域内の誘導施設立地状況

機能	施設名称	立地数
行政	行政センター	0
	出張所	0
商業	スーパーマーケット	1
医療	病院	0

機能	施設名称	立地数
金融	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	1
文化	文化ホール	1
	図書館・図書室	1

（４）江南地域の都市機能誘導区域の設定の考え方

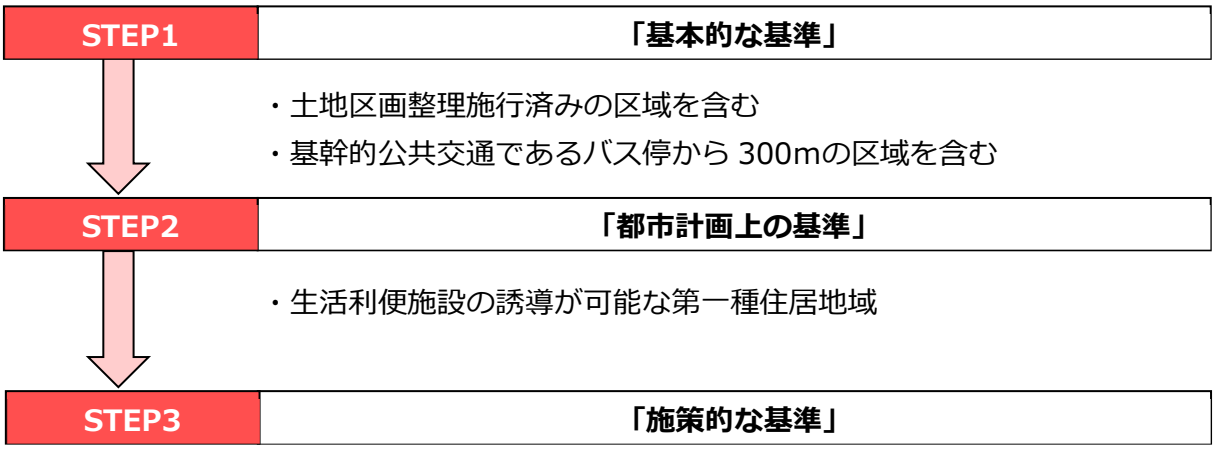
本地域は、旧江南町の中心部であり、土地区画整理事業によるまちづくりが行われたエリアとなっています。

当該エリアには、埼玉江南病院を中心として行政センターやスーパーマーケットなど、日常の暮らしに必要な都市機能施設が立地しており、熊谷駅へとアクセスするバス路線も多く運行しています。

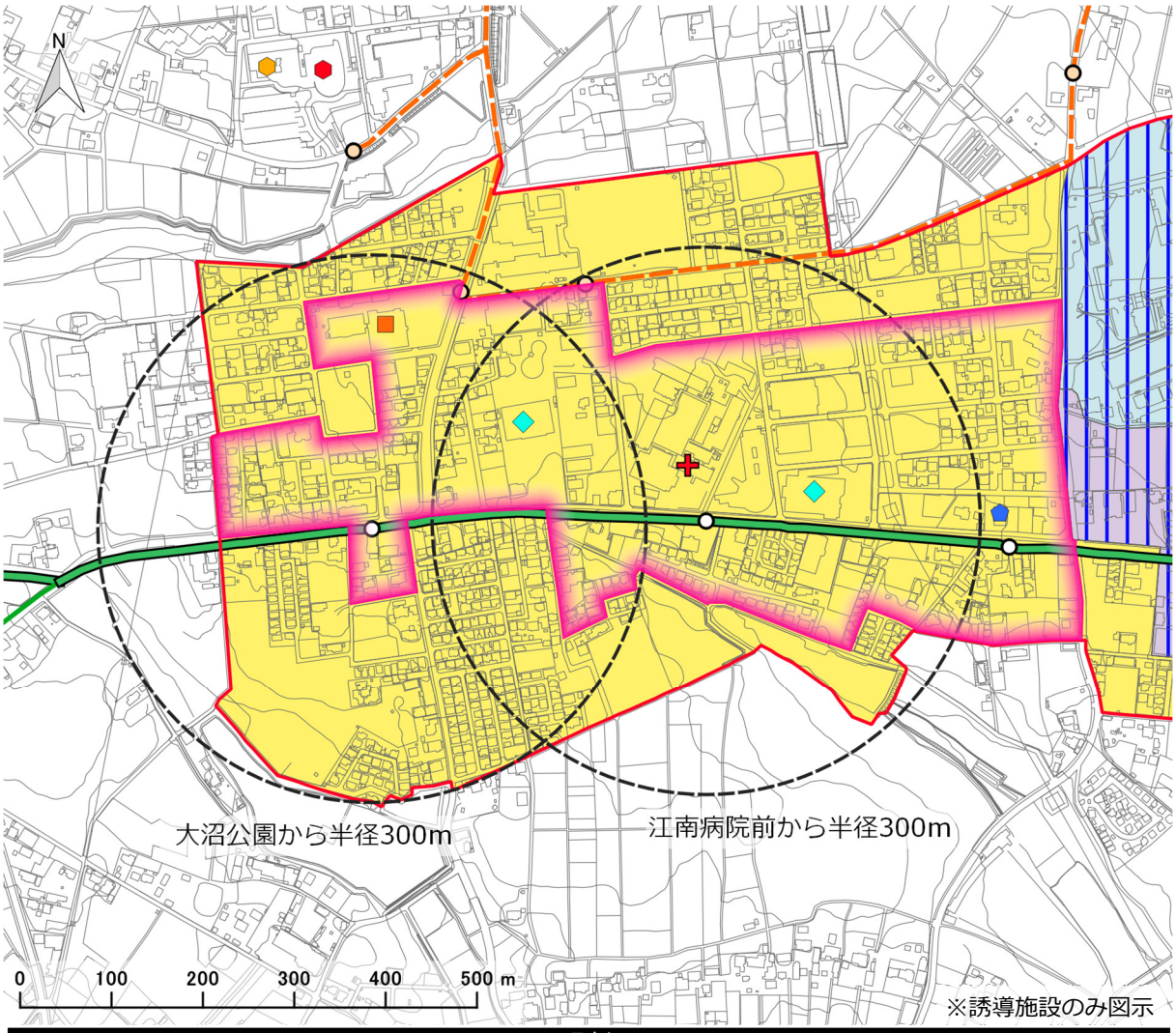
また、台地となっているため、想定最大規模でも浸水想定区域の指定がなく、浸水リスクが低くなっています。

これらの地域特性を踏まえ、江南地域では、基幹的公共交通のバス停における徒歩圏等を基本とした区域設定を行います。これにより、将来にわたり日常の暮らしを支える都市機能施設の維持・充実を図ります。

《江南地域の都市機能誘導区域の設定フロー》



《江南地域　都市機能誘導区域【26.6 ha】》



凡例

＜区域＞
- 行政界
- 市街化区域
- 都市機能誘導区域

＜鉄道＞
- 鉄道駅
- JR高崎線
- 秩父鉄道
- JR上越・北陸新幹線

＜バス＞
- 民間バス停留所
- ゆうゆうバス停留所
- 民間バス路線（30本/日未満）
- 民間バス路線（30本/日以上）
- ゆうゆうバス路線

＜除外区域＞
- 工業系土地利用

家屋倒壊等氾濫想定区域
- 氾濫流
- 河岸浸食

＜用途地域＞
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

≪誘導施設≫

＜行政機能＞
- 行政センター
- 出張所

＜商業機能＞
- スーパーマーケット

＜医療機能＞
- 病院

＜金融機能＞
- 銀行・信用金庫
- 労働金庫・信用組合

＜文化機能＞
- 文化ホール
- 図書館・図書室

都市機能誘導区域内の誘導施設立地状況

機能	施設名称	立地数
行政	行政センター	1
	出張所	0
商業	スーパーマーケット	2
医療	病院	1

機能	施設名称	立地数
金融	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	1
文化	文化ホール	0
	図書館・図書室	0

6 誘導施設の設定方針

（1）誘導施設とは

誘導施設とは、医療、福祉、商業等、居住者の共同の福祉又は利便性向上のために必要な機能で、都市機能誘導区域内に誘導をしていく施設です。

都市は様々な種類の施設によって成り立つものですが、立地適正化計画では都市機能誘導区域内に必要な施設を誘導施設として設定し、誘導を図っていきます。

（2）想定される誘導施設のイメージ

「立地適正化計画作成の手引き」では、誘導施設として設定することが望ましい施設として、以下の内容が示されています。

《拠点ごとに想定される誘導施設のイメージ》

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 **例．本庁舎**	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 **例．支所、福祉事務所など各地域事務所**
高齢者福祉機能	■市内全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 **例．地域包括支援センター**	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 **例．地域包括支援センター、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター　等**
子育て機能	■市内全域の市民を対象とした子育てに関する相談の窓口や交流の拠点となる機能 **例．子育て支援関連施設**	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 **例．保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援関連施設、児童館　等**
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事等を提供する機能 **例．相当規模の商業集積**	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 **例．延床面積○㎡以上の食品スーパー**
医療機能	■総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 **例．病院**	■日常的な診療を受けることができる機能 **例．延床面積○㎡以上の診療所**
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 **例．銀行、信用金庫**	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 **例．郵便局、JA**
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 **例．文化ホール、中央図書館**	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 **例．図書館支所、社会教育センター**

出典：立地適正化計画策定の手引き（一部加工（国土交通省））

7 本市における誘導施設の設定

（１）本市における誘導施設の設定フロー

「６－(２)想定される誘導施設のイメージ」を踏まえ、以下の流れに基づき本市の誘導施設を設定しました。

《本市における誘導施設の設定フロー》

STEP１　各拠点に求められる都市機能施設の方向性の整理

◆都市拠点、副都市拠点、地域拠点に求められる都市機能施設の方向性の整理

STEP２　誘導施設候補の整理

◆市内に立地が見られる主な都市機能施設の整理
（立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）の施設分類に基づく）

STEP３　誘導施設候補の分類

◆施設の特性等に基づき「拠点集積型施設」、「準拠点集積型施設」、「地域型施設」に分類

誘導施設の設定

（２）各拠点に求められる都市機能施設の方向性の整理（STEP１）

都市機能誘導区域を設定する都市拠点、副都市拠点、地域拠点において、誘導を図る都市機能施設の方向性は以下のとおりです。

《各拠点で誘導を図る都市機能施設の方向性》

拠点区分	拠点名称	誘導を図る都市機能施設の方向性
都市拠点	熊谷駅周辺	・広域からの利用が想定される高次都市機能の維持・充実 ・各種都市機能施設の維持・充実
副都市拠点	籠原駅周辺	・日常生活で利用頻度の高い都市機能施設の維持・充実 ・子育て機能の維持・充実
地域拠点	妻沼地域 江南地域	・将来にわたり日常の暮らしを支える都市機能施設の維持・充実

（３）誘導施設候補の整理（STEP２）

「６－(２)想定される誘導施設のイメージ」で示した拠点ごとに想定される誘導施設のイメージに基づき、市内での立地状況を踏まえ、誘導施設の候補とした施設は以下のとおりです。

《誘導施設候補》

機能	施設名称	役割
行政	市役所 行政センター 出張所	◆市の中核となる行政機能 ◆日常生活で利用するための行政窓口機能
高齢者福祉	地域包括支援センター 通所系施設 訪問系事業所 小規模多機能施設 入所系施設	◆高齢者福祉の拠点となる機能 ◆日常の介護や看護のサービスを受けることができる機能
子育て	保育所 認定こども園 地域型保育施設 児童クラブ 子育て支援関連施設	◆様々な保育ニーズに応えることができるサービスを提供する機能 ◆子育て支援の拠点となる機能
商業	百貨店 大規模小売店舗 スーパーマーケット コンビニエンスストア	◆集客力があり、まちのにぎわいを生み出す機能 ◆日常生活に必要な生鮮食品・日用品等の買い回りができる機能
医療	病院 診療所（休日夜間急患） 診療所（内科又は外科）	◆総合的な医療サービスや日常的な診療を受けることができる機能
金融	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合 JA・郵便局	◆対人窓口による金融サービスを提供する機能 ◆日常的な現金の引き出しや振り込み等のサービスを受けることができる機能
文化	文化ホール 図書館・図書室 アリーナ スポーツ施設 コミュニティーセンター 公民館	◆市民の様々な活動や学習、レクリエーション活動を支える機能
	（仮称）北部地域振興交流拠点	◆県北地域の地域振興・産業振興を支える機能
教育	幼稚園 小学校 中学校 高等学校 専修学校 大学	◆主に子どもや若年層を対象とした教育の中心的な役割を担う機能

（４）誘導施設候補の分類（STEP３）と誘導施設の設定

誘導施設の候補とした施設を、施設の特性等に基づき、「都市機能誘導区域での立地が望ましい施設（拠点集積型施設）」と「日常的な利用が想定されるため、身近な場所での立地が望ましい施設（地域型施設）」の２つに分類します。

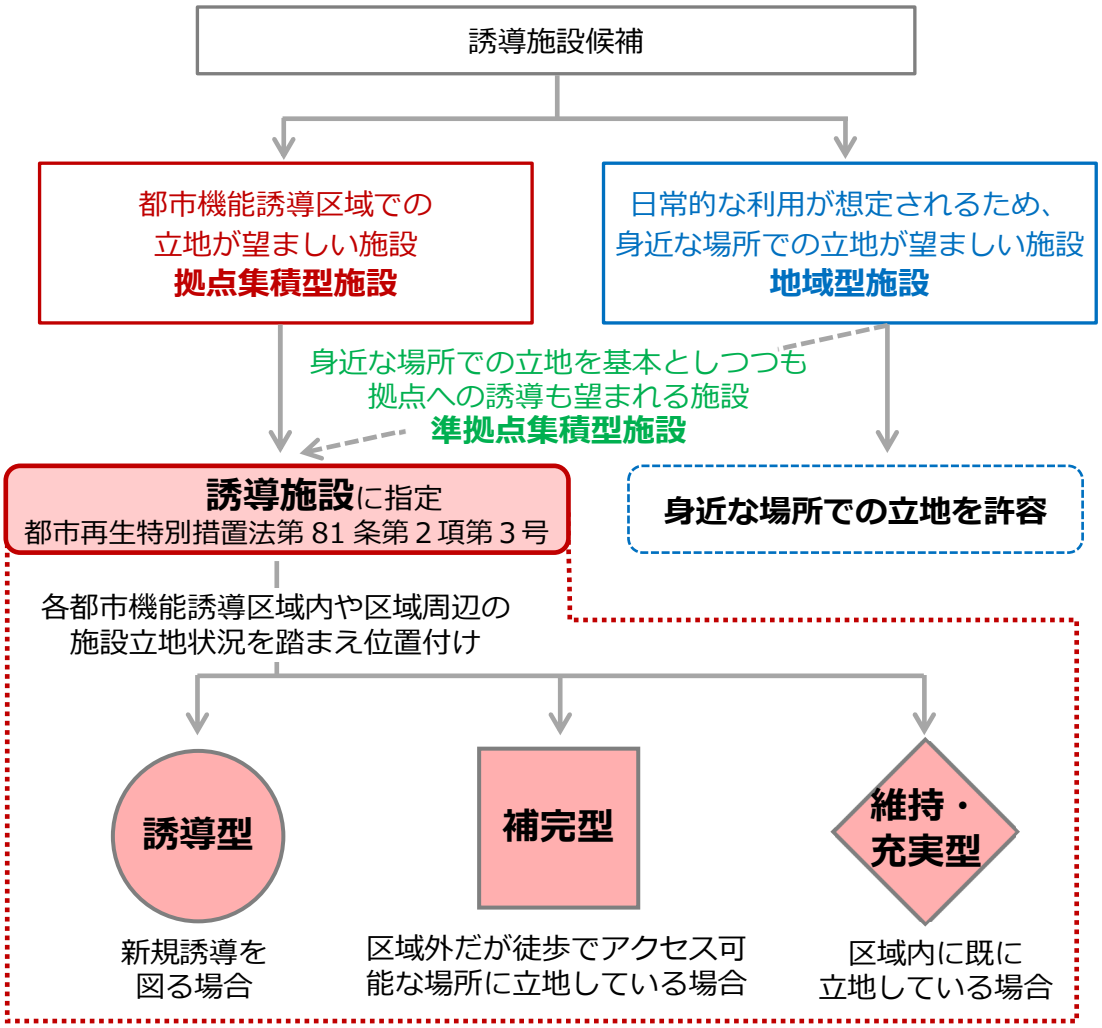
その上で、**「拠点集積型施設」**及び**「身近な場所での立地を基本としつつも拠点への誘導も望まれる施設（準拠点集積型施設）」**については、立地適正化計画における法定の**「誘導施設」**に設定し、各種制度の活用も見据えながら、施設の立地誘導を図ります。

なお、現況で当該都市機能誘導区域内に立地がなく、新規誘導を図る場合は「誘導型」誘導施設として位置付けます。

ただし、「誘導型」に分類される場合においても、都市機能誘導区域からの徒歩圏（都市機能誘導区域から 800m圏内）に立地している場合については、「補完型」誘導施設として位置付け、当該誘導区域内では機能が充足されているものとして扱い、「誘導型」のような積極的な立地誘導は促進しないものとします。当該施設の将来的な建替えの際においては、都市機能誘導区域内での立地を促進するものとして取扱います。

当該都市機能誘導区域内に既に立地している場合は、利便性を確保することを目的として、その維持を図るため、「維持・充実型」誘導施設として位置付けます。

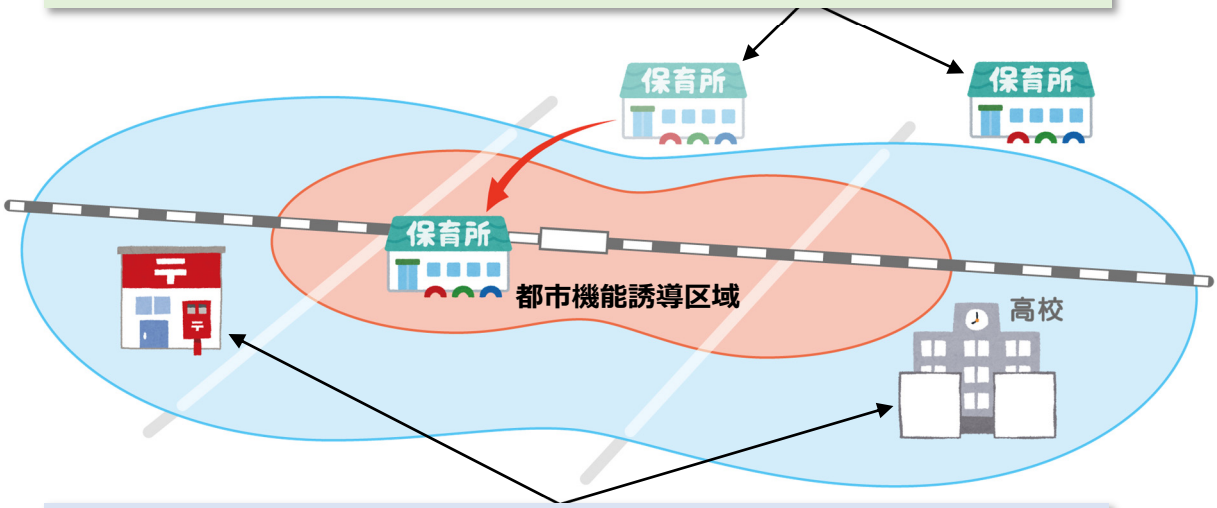
《誘導施設候補の分類の考え方》



《準拠点集積型施設と地域型施設のイメージ》

準拠点集積型施設

◆身近な地域での維持を図りつつ、都市機能誘導区域内へ誘導・集約も図る



地域型施設

◆都市機能誘導区域内への誘導・集約を行わず、身近な地域での維持を図る

《誘導施設のタイプ別イメージ》

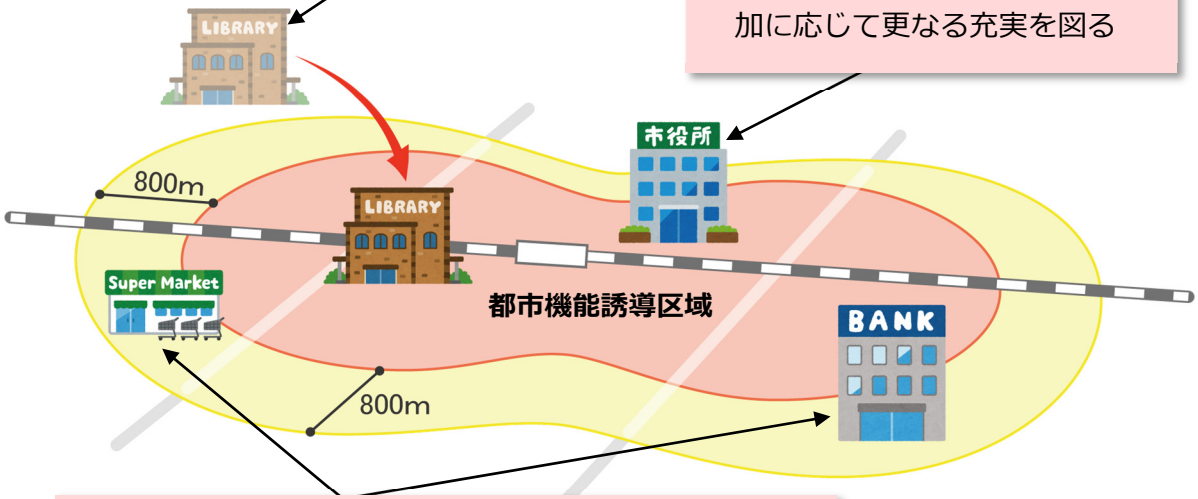
誘導施設（○：誘導型）

◆都市機能誘導区域内に立地がなく、新規誘導を図る

誘導施設（◇：維持・充実型）

◆都市機能誘導区域内に立地しており、将来にわたり維持を図る

◆また、将来的な人口や需要の増加に応じて更なる充実を図る



誘導施設（□：補完型）

◆都市機能誘導区域内から 800m圏内に立地しており、施設の建替え等の際に区域内への誘導を図る

《本市における誘導施設設定の考え方》

機能	施設名称	誘導施設設定の考え方
行政	市役所	全市民による利用が想定され、１施設で市全域をカバーする必要があるため、交通利便性の高い都市拠点での維持を図る　▶拠点集積型施設
	行政センター、出張所	少数で広範囲をカバーすることが望まれるため、利用者のアクセス等を考慮して、副都市拠点、地域拠点での立地を図る　▶拠点集積型施設
高齢者福祉	地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者等を介護、福祉、医療など、様々な面から支える総合的な相談窓口であり、各施設で担当地区が定められているため、地域型施設とする
	通所系施設	これらの高齢者福祉施設は、日常的な利用が想定され、身近な場所でサービスの提供が受けられるよう地域型施設とする
	訪問系事業所	
	小規模多機能施設	
	入所系施設	
子育て	保育所	日常的な利用が想定されるので身近な場所での立地を基本とするが、働く若い世代を支える施設であるため、交通利便性が高く、多くの需要が見込まれる都市拠点・副都市拠点においても立地を図る　▶準拠点集積型施設
	認定こども園	
	地域型保育施設	
	児童クラブ	日常的な利用が想定されるため、地域型施設とする
	子育て支援関連施設	日常的な利用が想定されるので身近な場所での立地を基本とするが、子育て中の親子の交流の場や育児不安等についての相談、育児情報の提供など、多様なサービスを提供しているため、交通利便性が高く利用がしやすい都市拠点・副都市拠点においても維持を図る　▶準拠点集積型施設
商業	百貨店	広域的な集客力を持ち、交流やにぎわいを創出する施設であることから、交通利便性の高い都市拠点・副都市拠点での維持を図る　▶拠点集積型施設
	大規模小売店舗	
	スーパーマーケット	日常的な利用が想定されるので身近な場所での立地を基本とするが、生鮮食品、日用品等を扱い日常の暮らしを支える重要な施設であるため、各拠点においても維持を図る　▶準拠点集積型施設
	コンビニエンスストア	日常的な利用が想定されるため、地域型施設とする
医療	病院	総合的な医療サービスを提供する施設として、全市民や市外からの利用も想定されることから、利用者のアクセス等を考慮して、各拠点での立地を図る　▶拠点集積型施設
	診療所（休日夜間急患）	休日や夜間などの緊急時に対応する施設であるため、利用者のアクセス等を考慮して、交通利便性の高い都市拠点での立地を図る　▶拠点集積型施設
	診療所（内科又は外科）	市民の身近な医療施設として、日常的な利用が想定されるため、地域型施設とする

機能	施設名称	誘導施設設定の考え方
金融	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	日常生活における現金の引出しのほか、決済、融資等の窓口業務を行う施設であり、駅前や商業・業務地に立地する傾向が見られるため、各拠点での維持を図る　▶拠点集積型施設
	JA・郵便局	現金の引出しや振込等の日常的な利用が想定され、市内全域に点在しているため、地域型施設とする
文化	文化ホール	公共施設等総合管理計画に基づく取組と連携を図る
	図書館・図書室	全市民による利用が想定され、少数で市全域をカバーすることが望まれるため、利用者のアクセス等を考慮して、各拠点での立地を図る　▶拠点集積型施設
	アリーナ	広域的な集客が想定され、交流やにぎわいを創出するとともに、市のシンボルとなる施設であることから、交通利便性の高い都市拠点での立地を図る　▶拠点集積型施設
	スポーツ施設	市民の健康増進等に資する施設であり、日常的な利用が想定されるため、地域型施設とする
	コミュニティーセンター	コミュニティ活動や生涯学習を支える施設であるため、地域（エリア）単位又は校区（コミュニティ）単位に基づき地域型施設とする
	公民館	
	（仮称）北部地域振興交流拠点	県北地域の地域振興・産業振興を支える施設であるため、交通利便性の高い都市拠点での立地を図る ▶拠点集積型施設
教育	幼稚園	日常的な通園、通学が想定されるため、地域型施設とする
	小学校	
	中学校	
	高等学校	広域からの通学が想定され、市内に点在しているため、地域型施設とする
	専修学校	若年層が集い、まちのにぎわい創出に資する施設であり、駅前周辺に立地する傾向が見られるため、都市拠点・副都市拠点での維持を図る　▶拠点集積型施設
	大学	若年層が集い、まちのにぎわい創出に資する施設だが、市内での立地状況を踏まえ、地域型施設とする

《本市における誘導施設の設定》

機能	施設名称	都市拠点	副都市拠点	地域拠点	
		熊谷駅周辺	籠原駅周辺	妻沼地域	江南地域
行政	市役所	◇	―	―	―
	行政センター、出張所	―	□	□	◇
高齢者福祉	地域包括支援センター	―	―	―	―
	通所系施設	―	―	―	―
	訪問系事業所	―	―	―	―
	小規模多機能施設	―	―	―	―
	入所系施設	―	―	―	―
子育て	保育所	◇	◇	―	―
	認定こども園	◇	○	―	―
	地域型保育施設	◇	◇	―	―
	児童クラブ	―	―	―	―
	子育て支援関連施設	◇	◇	―	―
商業	百貨店	◇	―	―	―
	大規模小売店舗	◇	◇	―	―
	スーパーマーケット	◇	◇	◇	◇
	コンビニエンスストア	―	―	―	―
医療	病院	◇	□	○	◇
	診療所（休日夜間急患）	□	―	―	―
	診療所（内科又は外科）	―	―	―	―
金融	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	◇	◇	◇	◇
	JA・郵便局	―	―	―	―
文化	文化ホール	公共施設等総合管理計画に基づく取組と連携を図る			
	図書館・図書室	◇	○	◇	□
	アリーナ	○	―	―	―
	スポーツ施設	―	―	―	―
	コミュニティーセンター	―	―	―	―
	公民館	―	―	―	―
	（仮称）北部地域振興交流拠点	○	―	―	―

○：誘導型　□：補完型　◇：維持・充実型

《本市における誘導施設の設定》

機能	施設名称	都市拠点	副都市拠点	地域拠点	
		熊谷駅周辺	籠原駅周辺	妻沼地域	江南地域
教育	幼稚園	―	―	―	―
	小学校	―	―	―	―
	中学校	―	―	―	―
	高等学校	―	―	―	―
	専修学校	◇	◇	―	―
	大学	―	―	―	―

○：誘導型　□：補完型　◇：維持・充実型

（５）誘導施設の定義

本市の誘導施設の定義は以下のとおりです。

《本市における誘導施設の定義》

機能	対象施設	定義
行政	市役所	地方自治法第４条第１項に規定する施設
	行政センター、出張所	地方自治法第 155 条第１項に規定する施設
子育て	保育所	児童福祉法第 39 条第１項に規定する保育所
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項に規定する認定こども園
	地域型保育施設（小規模保育事業、事業所内保育事業）	児童福祉法第６条の３第 10 項に規定する事業を行う施設 児童福祉法第６条の３第 12 項に規定する事業を行う施設
	子育て支援関連施設	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設
商業	百貨店	一般社団法人日本百貨店協会の加盟店
	大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第２条第２項に規定する店舗のうち、店舗面積 3,000 ㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設を含む）
	スーパーマーケット	生鮮食料品を販売している店舗で、店舗の用に供される床面積が 1,000 ㎡以上の商業施設
医療	病院	医療法第１条の５第１項に規定する病院
	診療所（休日夜間急患）	内科・小児科を診療科目として、日曜日・祝日・夜間（22 時頃）においても診療を行う診療所
金融	銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合	銀行法第２条第１項に規定する銀行 信用金庫法第４条に規定する免許を受けた信用金庫 労働金庫法第６条に規定する免許を受けた労働金庫 中小企業等協同組合法第９条の８に規定する信用組合
文化	図書館・図書室	図書館法第２条第１項に定める図書館であり、熊谷市立図書館条例第２条に定められた図書館
	アリーナ	延床面積 3,000 ㎡以上であり、スポーツを観戦するためのスタンド（傾斜がある階段状の観客席）を有する施設
	（仮称）北部地域振興交流拠点	コミュニティひろばにおいて県北地域の地域振興・産業振興の拠点となる施設
教育	専修学校	学校教育法第 124 条に規定する専修学校



三尻中学校１年「支え合いのくまがや」



三尻中学校１年「未来の町並み」